

令和7年度 都市整備部（住宅建築局を除く。）

測量・建設コンサルタント等業務委託契約に係る入札・契約制度について

令和7年度において、都市整備部（住宅建築局を除く。以下同じ。）が採用する測量・建設コンサルタント等業務の委託契約に係る入札・契約制度は、次のとおりとする。

- ① 原則として随意契約を除き電子入札による条件付一般競争入札を採用する。この内、技術力を必要とする業務については、総合評価落札方式（以下「総合評価」という。）又は条件付一般競争入札（実績申告型）（以下「実績申告型」という。）を採用することができる。ただし、早期に成果を必要とする業務等については紙入札による条件付一般競争入札（実績評価型）を採用することができる。なお、必要に応じて、プロポーザル方式を採用することができる。
- ② ①にかかわらず、予定価格が2億7千万円以上の業務については国際競争入札とする。
なお、各業務の主な入札参加資格は次のとおりとする。

（測量調査業務）

- 測量調査業務の入札については、大阪府測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請において「測量」を登録し、原則として受注希望業種（一者一業種）において「測量調査業務」を届け出ている者を対象とする。
- 予定価格が1千7百万円未満の業務については、原則として、府内業者（本店所在地が大阪府内にあること。以下同じ）を対象とする。ただし、業務内容により、府外業者を対象とすることができる。
- 予定価格が1千7百万円未満の業務（一部の業務を除く）に関しては地域要件（入札参加資格審査申請の際に届け出ている大阪府と契約する営業所の所在地の属する地域を要件とするもの）を設定する。
- 当該業務に測量法に基づく測量士を管理技術者として配置できること。
- 当該業務で使用する有効な検定証明を有する測量機器の所有していること（レンタル（機器の一時使用）・共同所有は認めない）。
- 公共測量作業を含む業務は、次のとおり測量法に基づく測量士又は測量士補を雇用（大阪府と契約する営業所において配属（所属）されている者に限る）していること。
 - ・ 予定価格1千7百万円以上の業務の場合
3名以上（うち測量士については1名以上）雇用している者であること。（入札参加申請時点において直接的な雇用関係を有している者に限る）
 - ・ 予定価格2百万円以上1千7百万円未満の業務の場合
2名以上（うち測量士については1名以上）雇用している者であること。（入札参加申請時点において直接的な雇用関係を有している者に限る）

（地質調査業務）

- 地質調査業務の入札については、大阪府測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請において「地質調査」を登録し、原則として受注希望業種（一者一業種）において「地質調査

業務」を届け出ている者を対象とする。

- 予定価格が1千万円未満の業務については、原則として、府内業者を対象とする。ただし、業務内容により、府外業者を対象とすることができる。
- 当該業務に以下のいずれかの資格を有する者を、管理技術者として配置できること。
 - ① 技術士（建設部門（選択科目が「土質及び基礎」に限る。）、応用理学部門（選択科目が「地質」に限る。）、または、総合技術監理部門（選択科目が「建設－土質及び基礎」、または「応用理学－地質」に限る。））
 - ② シビルコンサルティングマネージャー〔RCCM〕（専門部門が「土質及び基礎」又は「地質」）
 - ③ 認定技術管理者（地質調査業者登録規定〔昭和52年建設省告示第718号〕により技術管理者として国土交通大臣に認定された者）
なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が地質・土質調査業務共通仕様書(案)第602条第2項から第4項までの場合については、次の資格を有するものについても管理技術者として配置できるものとする。
- ④ 地質調査技士
- 当該業務に配置する技術者（管理技術者）については、入札参加申請時点において入札参加者と直接的な雇用関係にあること。

（建設コンサルタント業務（建築設計・監理及び設備設計・監理を含む。））

- 建設コンサルタント業務の入札については、大阪府測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請において「建設コンサルタント」（建築設計・監理及び設備設計・監理の場合は、それぞれ「建築設計・監理」「設備設計・監理」）を登録し、原則として受注希望業種（一者一業種）において「建設コンサルタント業務」を届け出ている者を対象とする。
- 当該発注業務に必要な「業務内容」について、大阪府測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請において届け出ている者を対象とする。
- 予定価格が1千7百万円未満の業務（実績申告型及び総合評価を除く）については、原則として、府内業者を対象とする。ただし、業務内容により、府外業者を対象とすることができる。
- 当該業務に以下のいずれかの資格を有する者を、管理技術者及び照査技術者として配置できること。
 - ① 技術士（業務に該当する部門、又は総合技術監理部門〈業務に該当する部門の選択科目に限る〉）
※例：業務が「道路」の場合
技術士（建設部門（選択科目が「道路」に限る。）または総合技術監理部門（選択科目が「建設－道路」に限る。））
 - ② シビルコンサルティングマネージャー〔RCCM〕（業務に該当する部門）
 - ③ 認定技術管理者〔建設コンサルタント登録規程〔昭和52年建設省告示第717号〕により技術管理者として国土交通大臣に認定された者（業務に該当する部門）〕
- 当該業務に配置する技術者（管理技術者及び照査技術者）については、入札参加申請時点において入札参加者と直接的な雇用関係にあること。なお、工事監督支援業務については、担当技術者においても事後審査時点において、入札参加者と担当技術者が直接的な雇用関係にあること。また、建築工事監理委託業務における建築工事の監督員においても事後審査時点におい

て、入札参加者と監督員が直接的な雇用関係にあること。

(補償コンサルタント業務)

- 補償関連業務の入札については、大阪府測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請において「補償コンサルタント」を登録し、原則として受注希望業種（一者一業種）において「建設コンサルタント業務（建築設計・監理及び設備設計・監理を含む。）」または「補償コンサルタント業務」を届け出ている者を対象とする。
- 当該業務に配置する技術者（管理技術者）については、入札参加申請時点において入札参加者と直接的な雇用関係にあること。